

① 幼稚園教諭普通免許状

第1 大学における養成による免許状の取得(免許法別表第1関係)

1 基礎資格等(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格	最低修得単位数	
			教科及び教職に関する科目	
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること ※1	75	
	一種免許状	学士の学位を有すること	51	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること ※2	31	

※1 大学の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む(別表第1備考第2号、免許法施行規則第25条)

※2 大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合が含まれる。(施行規則第66条の5)

2 最低修得単位数(施行規則第2条)

教科及び教職に関する科目(施行規則第2条第1項)

科目	左の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数		
		専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目【第2欄】	領域に関する専門的事項 ※1	16		12
	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。) ※2			
教育の基礎的理解に関する科目【第3欄】	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10		6
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ※3			
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。) ※4			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目【第4欄】	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) ※4	4		4
	幼児理解の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
教育実践に関する科目【第5欄】	教育実習 ※5	5		5
	教職実践演習 ※6	2		2
大学が独自に設定する科目【第6欄】		38	14	2

施行規則第66条の6の定める科目	8	8	8
------------------	---	---	---

3 修得単位について

(1) 修得単位全般

- ア 修得単位は、課程認定を有する大学で修得したものであること。(別表第1備考第5号イ、第6号)
- イ 施行規則第66条の6の定める科目(「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」を各2単位)は課程認定以外の大学等でも修得することができる。
- ウ 二種免許状を有している者又はその所要資格を得ている者が、一種免許状を受けようとする場合、二種免許状に係る単位は既に修得したものと見なす。この場合、「保育内容の指導法」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」については、一種免許状から二種免許状に係る各科目の単位数について修得すればよい。(施行規則第10条の2第1項、第2項)
- エ 一種免許状を受けようとする場合、二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を最低修得単位に含めることができる。ただし、二種免許状に係る各科目の単位数を上限とする(施行規則第10条の2第3項)

(2) 教科及び教職に関する科目

- ※1 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。(施行規則第2条の表備考第1号)
- ※2 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「各教科の指導法」又は「特別活動の指導法」の単位を充てることができる。(同表備考第13号)
- ※3 1単位以上を修得するものとする(同表備考第3号)
- ※4 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)の単位のうち、2単位(二種免許状の場合は1単位)までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位を充てることができる。(同表備考第12号)
- ※5
 - ア 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。)及び幼保連携型認定子ども園の教育を中心とする。(同表備考第6号)
 - イ 教育実習に係る事前及び事後の指導1単位を含むこと。(同表備考第7号)
 - ウ 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。ただし、この場合、他の校種の教育実習の単位をあてることができない。(同表備考第8号)
 - エ 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部を含む。)及び幼保連携型認定子ども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、第2欄(保育内容の指導法に関する科目に限る。)又は第3欄、第4欄もしくは第5欄(教育実習を除く。)の科目等の単位をもって、これに替えることができる。(同表備考第9号)
- ※6 平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、平成25年3月31日までに、総合演習の単位を取得した場合、教職実践演習の単位を修得することを要しない。

(3) 大学が独自に設定する科目

- ア 専修免許状から一種免許状の「教科又は教職に関する科目」を差し引いた24単位については、大学院又は大学の専攻科で修得すること(別表第1備考第7号)

単位については、第2欄～第5欄について修得すること。(施行規則第2条の表備考第14号)

イ 一種免許状又は二種免許状については、第2欄～第5欄又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(同表備考第14号)

ウ 大学が独自に設定する科目については、「領域に関する専門的事項に関する科目」と「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」で最低限修得する必要がある単位数を超えた部分の単位数を充てることができる。

(4) 単位の流用

小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。(施行規則第2条の表備考第11号)

ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得すること。

(例: 小学校免許から流用する場合は「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」における「幼児理解の理論及び方法」等を修得すること。)

	小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける場合の単位数
教育の基礎的理解に関する科目	8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位)
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	2単位
教育実習	3単位
教育実践演習	2単位

第2 教育職員検定による上位免許の取得(免許法別表第3関係)

免許状取得後、更に上位の免許状を取得するためには、現有免許状に相当する学校の教員として所定の期間良好な成績で勤務し、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

1 幼稚園教諭二種免許状

(1) 勤務年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第7号)

幼稚園助教諭臨時免許状取得後、 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	6	7	8	9	10	11	12	13			
幼稚園助教諭臨時免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低修得単位数	45	40	35	30	25	20	15	10			
科目	左記の各科目に含めることが 必要な事項			最低修得単位数の内訳							
領域に関する専門的事項に 関する科目	領域に関する専門的事項			5	5	4	3	3	2	2	1
保育内容の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基 礎的理解に関する科目等	第2欄の「保育内容の指導法(情 報機器及び教材の活用を含 む。)」及び第3欄、第4欄 ※詳細は第1の2参照			30	27	24	22	18	15	11	9

※免許状申請時に幼稚園助教諭臨時免許状が有効期間内である必要がある。

(2) 在職年数について

ア 在職年数には、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)又は幼保連携型認定子ども園の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

イ 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

(ア) 校長、副校長、教頭、主幹教諭(主幹保育教諭)、指導教諭(指導保育教諭)、教育長、指導主事又は社会教育主事

ウ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

ア 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

イ 単位の取得時期は、臨時免許状を修得した後であること。

ウ 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

エ 総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

2 幼稚園教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数(別表第3備考第7号、施行規則第11条、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第13条第1項第6号)

幼稚園教諭二種免許状取得後、 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
幼稚園教諭二種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低修得単位数		45	40	35	30	25	20	15	10
科目	左記の各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数の内訳							
領域に関する専門的事項に 関する科目	領域に関する専門的事項	4	4	3	3	2	2	1	1
保育内容の指導法に関する 科目又は教諭の教育の基 礎的理解に関する科目等	第2欄の「保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を 含む。)」及び第3欄、第4欄 ※詳細は第1の2参照	20	18	17	15	13	10	8	7
大学が独自に設定する科目		6	6	5	4	4	3	3	2

イ 在職年数について

(ア) 在職年数には、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)又は幼保連携型認定子ども園の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

(イ) 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

A 校長、副校長、教頭、主幹教諭(主幹保育教諭)、指導教諭(指導保育教諭)、教育長、指導主事又は社会教育主事

(ウ) 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

ウ 修得単位について

(ア) 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

(イ) 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。

(ウ) 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

(エ) 総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

(2) 大学に3年以上在学した者等が幼稚園教諭一種免許状を取得する場合

大学に3年以上在学し、93単位以上修得した者又は大学に2年以上及び大学の専攻科(短期大学の専攻科を含む。)に1年以上在学し、93単位以上修得した者は、次の表により幼稚園教諭一種免許状を取得できる。

ア 勤務年数による最低修得単位数(施行規則第11条備考第3号、同第14条、山梨県教育職員免許に関する規則第14条第1項第4号)

幼稚園教諭二種免許状取得後、 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5	6
幼稚園教諭二種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低修得単位数		25	20	15	10
科目	左記の各科目に含めることが 必要な事項	最低修得単位数の内訳			
領域に関する専門的事項に関する科目	領域に関する専門的事項	2	2	1	1
保育内容の指導法に関する科目 又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	第2欄の「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」及び第3欄、第4欄 ※詳細は第1の2参照	12	10	9	7
大学が独自に設定する科目		6	5	3	2

イ 在職年数について

(ア) 在職年数には、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)又は幼保連携型認定子ども園の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。

(イ) 次の挙げる職務に従事した期間は、一種免許状または二種免許状を受けようとする場合で、最低在職年数を超える在職年数に含めることができる。(施行規則第68条)

○ 校長、副校長、教頭、主幹教諭(主幹保育教諭)、指導教諭(指導保育教諭)、教育長、指導主事又は社会教育主事

(ウ) 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

ウ 修得単位について

(ア) 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

(イ) 単位の取得時期は、二種免許状を修得した後であること。

(ウ) 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

(エ) 総単位数に不足する単位数については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。

3 幼稚園教諭専修免許状

(1) 勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第3)

幼稚園教諭一種免許状取得後、 幼稚園教員として良好な成績で勤務した在職年数	3
幼稚園教諭一種免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	15

(2) 在職年数について

- ア 在職年数には、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む)又は幼保連携型認定子ども園の教員としての期間のほか、施行規則第67条に記載されている教育施設に従事した期間も通算できる。
- イ 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

(3) 修得単位について

- ア 大学院において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)
- イ 単位の取得時期は、一種免許状を修得した後であること。
- ウ 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第11条)

第3 教育職員検定による隣接校種の免許状の取得(免許法別表第8関係)

1 小学校教諭免許状から幼稚園教諭二種免許状を取得する場合

(1) 別表第8

小学校教諭普通免許状取得後、幼稚園教諭二種免許状を取得するためには、小学校又は幼稚園の教員として3年間良好な成績で勤務し、大学等において所定の単位を修得することが必要である。

ア 最低修得単位数(免許法別表第8、施行規則第18条の2)

小学校教諭普通免許状取得後、 小学校又は幼稚園の教諭等として良好な成績で勤務した在職年数	3
小学校教諭普通免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低修得単位数	6
最低修得単位数	
保育内容の指導法に関する科目(情報機器及び教材の活用を含む。)	6

イ 在職年数について

- (ア) 教諭等とは主幹教諭、指導教諭、教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師を指す。
- (イ) 在職年数には、以下の場合も含めることができるものとする。
 - 小学校の場合
特別支援学校の小学部、義務教育学校の前期課程、免許法第16条の5に基づき専科指導を行う教諭等
 - 幼稚園の場合
特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定子ども園の教諭等、免許法第17条の3に基づき特別支援学校で勤務する教諭等
- ※上記以外に臨時免許状で「教諭等(助教諭を除く)」の発令を受け、勤務していた場合は在職年数に含めることができる。
- (ウ) 在職年数は一つの免許種のみで満たす必要がある。

(例:小学校2年、幼稚園1年だと在職年数を満たさない)

(エ) 育児休業、退職及び病気休暇等の期間は、在職年数には含まない。(施行規則第70条)

ウ 修得単位について

(ア) 大学において修得するほか、免許法認定講習、免許法認定公開講座、免許法認定通信講座で修得した単位をもって替えることができる。(別表第3備考第6号)

(イ) 単位の取得時期は、小学校教諭免許状を修得した後であること。

(2) 平成29年度施行法による別表第8

上記 A の在職年数に加え、平成28年4月1日以降の幼稚園の教員としての勤務経験がある場合には、3単位×在職年数分の単位数を取得したものとみなす。(上記 A の単位数の半数までが限度)

ア 最低修得単位数(免許法別表第8、施行規則第18条の2備考第4号、山梨県教育職員免許に関する規則第18条第1項第6号)

幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園の教員 (いずれも助教諭を含む)として良好な成績で勤務した在職年数	1
小学校教諭普通免許状取得後、 大学等において修得することを要する最低単位数	3

最低修得単位数	
保育内容の指導法に関する科目(情報機器及び教材の活用を含む。)	3

第4 保育士資格を有する場合の幼稚園教諭免許状の取得(免許法附則第18項関係)

1 認定こども園移行に係る特例制度(令和12年3月31日まで)

※幼保連携型認定こども園等において、主幹保育教諭・指導保育教諭として勤務する者については、令和9年3月31日までに幼稚園教諭免許状及び保育士証を取得しなければならない。

- (1) ①保育士資格を有し、②保育士等として一定の実務経験を有する者が、通常より少ない単位数で幼稚園教諭免許状を取得できる制度。

ア 基礎資格

○幼稚園教諭1種免許状 [※(1)(2)ともに満たす必要があります。]

(1)学士の資格を有する

(2)指定保育士養成施設を卒業している、または保育士試験に合格し保育士資格を有する

○幼稚園教諭2種免許状

(1)指定保育士養成施設を卒業している、または保育士試験に合格し保育士資格を有する

イ 実務経験(1種・2種共通)

基礎資格取得後に次のいずれかの施設で3年以上かつ合計4,320時間以上の勤務が必要(複数施設での勤務経験の合算可)

○対象となる施設

・認定こども園 ・幼稚園 ・認可保育所

・へき地保育所 ・幼稚園併設型認可外保育施設(県内には該当施設なし)

・「認可外指導基準」を満たす認可外保育施設

※県内の該当施設の詳細は義務教育課HPに掲載。

ウ 必要単位

・必要単位は最低8単位。

科目	各科目に含めることが必要な事項	必要単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法	1
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2
	教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)※3	2
	教育課程の意義及び編成の方法に関する科目(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1

※1:科目の修得には、「各科目に含めることが必要な事項」を含む。

※2:本特例制度が施行される前に修得した単位、基礎資格を取得する前に修得した単位、3年の在職経験を経る前に修得した単位も含めることが可能。

※3:「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」については、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意すること。

エ 申請期限

授与の申請は特例の期限である令和12(2030)年3月31日まで

(2) 令和5年4月以降の所要資格の特例(幼保連携型認定こども園での実務経験による単位軽減)

上記(1)の実務経験に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を2年かつ2,880時間以上有する職員については、修得すべき8単位のうち2単位を修得したものとみなす。

ア 軽減制度適用時の必要単位

・必要単位は最低6単位。

科目	各科目に含めることが必要な事項	必要 単位数
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	1
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。) 幼児理解の理論及び方法	—
教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2
	教育に関する社会的、制度的、又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)※3	2
	教育課程の意義及び編成の方法に関する科目(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1

※1:科目の修得には、「各科目に含めることが必要な事項」を含む。

※2:本特例制度が施行される前に修得した単位、基礎資格を取得する前に修得した単位、3年の在職経験を経る前に修得した単位も含めることが可能。

※3:「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」については、日本国憲法の内容(とりわけ第26条(教育を受ける権利))が取り扱われるよう留意すること。